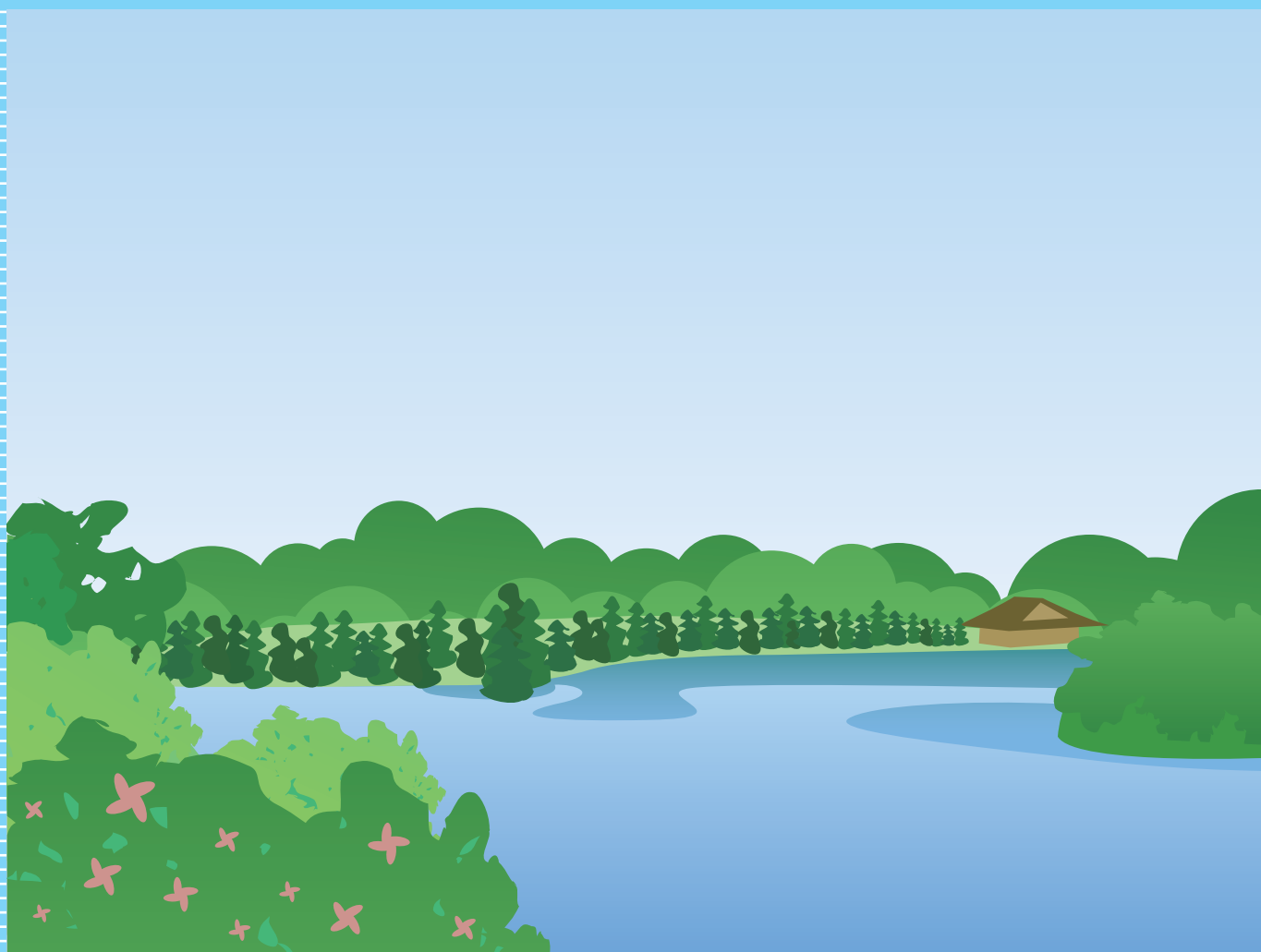


未来へ語りついで

～新潟水俣病が教えてくれたもの～

〈令和3年度改訂〉



新潟県

未来へ語りついで～新潟水俣病が教えてくれたもの～〈令和3年度改訂〉

補 足 資 料

1 訂正箇所

(1) 29 ページ 「7 新潟水俣病第3次訴訟」を次のとおり訂正します。

2007（平成19）年4月、認定申請を棄却された人たちなど12人が、昭和電工と国と新潟県を相手に、損害賠償を求める訴えを起しました。

2015（平成27）年3月の新潟地方裁判所判決では、昭和電工に損害賠償を求めた原告10人のうち7人を水俣病と認めましたが、国と県の責任は認めませんでした。そのため、原告10人と昭和電工の両方が東京高等裁判所に控訴しました。

2018（平成30）年3月の東京高等裁判所判決では、原告2人（原告10人のうち8人は、これとは別の裁判（新潟水俣病第1次抗告訴訟）において水俣病と認められたため、東京高等裁判所への控訴を取り下げました。）を水俣病と認めず、国と県の責任も認めなかったため、原告2人は最高裁判所に※上告しました。

2019（平成31）年3月に上告が棄却され、昭和電工と国と新潟県の勝訴が確定しました。

※上告…控訴した裁判所の判決を不服として、上級の裁判所に、その判決が正しいかどうかの判断を求めること

2 追加箇所

- (1) 31 ページ「10 ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟（新潟水俣病第5次訴訟）」の後に、次の事項を追加します。

11 新潟水俣病第1次抗告訴訟

2013（平成25）年12月、水俣病認定申請を棄却された人たちが、新潟市を相手に、棄却処分を取り消して水俣病と認めることを求めて訴えを起こしました。

2016（平成28）年5月の新潟地方裁判所判決では、原告9人のうち7人が水俣病と認められ、棄却された原告2人と新潟市は控訴しました。

2017（平成29）年11月の東京高等裁判所判決では、1審で棄却された原告2人を含む9人全員を水俣病と認めました。

2017（平成29）年12月、新潟市が上告しなかったため、判決が確定しました。

12 新潟水俣病第2次抗告訴訟

2019（平成31）年2月、水俣病認定申請を棄却された人たちが、新潟県と新潟市を相手に、棄却処分を取り消して水俣病と認めることを求めて訴えを起こしました。裁判は現在も続いています。

- (2) 52 ページ「新潟水俣病関係年表」に次の事項を追加します。

年	で き ご と
2013（平成25）12. 3	水俣病認定申請を棄却された人たちが、新潟市を相手に、棄却処分を取り消して水俣病と認めることを求めて裁判を起こす。（新潟水俣病第1次抗告訴訟）

(3) 53 ページ「新潟水俣病関係年表」に次の事項を追加します。

年	で き ご と
2016 (平成 28) 5. 30	新潟水俣病第 1 次抗告訴訟 ^{こうこく そしょう} 、新潟地方裁判所 ^{さいばんしょ} の判決が出される。 *原告 9 人のうち 7 人を水俣病 ^{みと} と認め、2 人の請求 ^{ききやく} を棄却 ^{ききやく} 。棄却 された原告 2 人と新潟市 ^{こうそ} が控訴する。
2017 (平成 29) 11. 29	新潟水俣病第 1 次抗告訴訟 ^{こうこく そしょう} 、東京高等裁判所 ^{さいばんしょ} の判決が出される。 *原告 9 人全員を水俣病 ^{みと} と認める。
2017 (平成 29) 12. 14	新潟市は 9 人全員を水俣病 ^{みと} と認める。
2018 (平成 30) 3. 23	新潟水俣病第 3 次訴訟 ^{そしょう} 、東京高等裁判所 ^{さいばんしょ} の判決が出される。 *原告 2 人 (原告 10 人のうち 8 人は新潟水俣病第 1 次抗告訴訟 ^{こうこく そしょう} で水俣病 ^{みと} と認められたため、訴えを取り下げ) の請求 ^{ききやく} を棄却 ^{ききやく} し、 国と県の責任 ^{みと} を認めなかったため、原告 ^{じょうこく} が上告。
2019 (平成 31) 2. 4	水俣病認定申請 ^{にんていしんせい} を棄却 ^{ききやく} された人たちが、新潟県と新潟市を相手 に、棄却 ^{ききやく} 処分を取り消して水俣病 ^{みと} と認めることを求めて裁判 ^{さいばん} を起 こす。(新潟水俣病第 2 次抗告訴訟 ^{こうこく そしょう})

未来へ語りついで

～新潟水俣病が教えてくれたもの～

はじめに	2
第1部 ^{ひ が い し ゃ} 被害者の話を聞いてみよう	
被害を乗り越え伝えたい	5
第2部 新潟水俣病をもっと知るために	
第1章 阿賀野川と人とのかわり	13
第2章 水俣病はどのようにして起こったか	
1 新潟水俣病が見つかった	15
2 水俣病の原因は何か	16
3 これが水俣病発生のしくみ	17
第3章 水俣病はどんな病気か	
1 元にはもどらない体	18
2 母親からおなかの赤ちゃんへ ^{た い じ せ い} 「胎児性水俣病」	19
第4章 ^{ひ が い} 水俣病が生んだ被害	
1 たくさんの人が被害にあった	20
2 働けない苦しみ	21
3 「たたリ」「ニセ患者」 ^{かん じ ゃ} 「差別や偏見に苦しんだ被害者」 ^{へん けん}	21
4 売れない魚 ^{めい よ} 「阿賀野川の名誉回復へ」	23
第5章 ^{きゅう さい} 救済を求めた被害者の活動 ^{ひ が い し ゃ}	
1 仲間とともに	24
2 新潟水俣病第1次訴訟 ^{そ し ょ う} 「全国初の公害裁判」 ^{さい ばん}	24
3 補償協定の締結 ^{ほ しょう}	25
4 新潟水俣病第2次訴訟 ^{そ し ょ う}	25



5	苦渋 ^{くじゅう} の決断 ―解決協定を結ぶ―	27
6	行政の責任 ―熊本水俣病 ^{そしょう} 関西訴訟 ^{そしょう} 最高裁判決―	29
7	新潟水俣病第3次訴訟	29
8	ノーモア・ミナマタ新潟第1次全被害者救済訴訟 (新潟水俣病第4次訴訟)	30
9	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法	30
10	ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟 (新潟水俣病第5次訴訟)	31
第6章 行政による被害者の救済		
1	発生したころの対応	32
2	水俣病 ^{にんてい} の認定と補償費 ^{ほしょうひ} の支払い	32
3	認定ともう一つの救済 ―水俣病総合対策事業―	33
第7章 新潟水俣病^{きょうくん}の教訓を伝えるために		
1	新潟県立環境と人間のふれあい館	34
2	新潟水俣病地域福祉推進条例	35
3	ふるさと環境づくり宣言2015	36
4	阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業	36
5	語り部による伝承	36
6	小・中学校環境学習の支援	36
7	新潟水俣病環境賞作文コンクール	37
8	現地学習会	37
第8章 今日の環境問題^{かんきょう}		
1	身のまわりの環境問題	38
2	持続可能な社会を目指して	39
3	SDGsと環境問題	40
第3部 新潟水俣病が私たちに教えてくれたものは？		
(I)	公害を起こさない努力	42
(II)	問題を早くつかみ、正しく、広く知らせて	43
(III)	差別や偏見 ^{へんけん} をなくそう	44
(IV)	みんなの心が大きな力に	45
(V)	環境を大切に ^{かんきょう} して次の世代へ	46
資料編		
	新潟水俣病関係年表	48
	新潟水俣病の教訓を学ぼう	54
	参考文献	56



はじめに

20世紀の中ごろから後半にかけて、日本は、とても速い勢いで経済が発展した時期がありました。人々の生活は次第に豊かになっていきましたが、一方で、社会に役立つ製品を作る時に、有害な物質が出され、その結果、人々の健康や、ひどい時には命をうばってしまうほどの深刻な「公害」が発生しました。公害は、人間の手によって引き起こされ、起こした人とは別の人が苦しんでしまうという結果をもたらしました。

私たちの新潟県でも、「水俣病」と呼ばれる公害が起こりました。世界中の人たちに公害のおそろしさを知らせたこの悲惨なできごとは、地元の大きな工場が、有害な物質を「阿賀野川」に流してしまったことから始まりました。そして、被害の発生から原因の調査、裁判と長い期間を経っていますが、いまだ全面解決にいたらず、この間、さまざまな問題を社会に投げかけました。

この本により、新潟水俣病を昔のこととして忘れることなく公害問題の基本としてその歴史や経験を知ってもらい、人と自然のかかわりの中から環境保全の大切さを考えるきっかけにしていいただければうれしく思います。



日の出の漁

(阿賀野川中流域)

(撮影：野瀬山信夫氏 / 写真提供：旧横越町(現新潟市江南区))

第1部

～被害者の話を聞いてみよう～



このお話をされたのは、新潟市東区津島屋^{つしまや}にお住まいの
小武節子^{こ たけ せつ こ}さんです。

小武^{こ たけ}さんは、新潟水俣病被害^{ひ がい}者の会の役員として新潟水
俣病問題^{かい けつ}の解決のために一生懸命^{けん めい}に取り組んできました。
なお、現在は会長を務^{つと}めています。

また、新潟県立環境と人間のふれあい館—新潟水俣病資
料館—では「語り部^{かた べ}」として、子どもたちをはじめ広く入
館者^{く なん}に、自らの苦難^{く なん}の経験^{けい けん}を伝え、公害^{こん ぜつ}の根絶と環境^{かんきょう}を守
ることの大切さ、全被害者^{ひ がい しゃ}の救済^{うった}を訴え続けています。

1 「阿賀野川とともに」

～元気だったころの私～

私は、1936 (昭和11) 年、新潟市の江口（現新潟市江南区）という阿賀野川沿いの集落に生まれ育ちました。中学校を卒業すると、家の農業を手伝いながら、和裁を習い、人の着物を縫ったりもしていました。

近くを流れる阿賀野川は、家の庭のようなもので、小さいころは、学校から帰ってくると泳ぎ回って遊んでいました。川には大きな中州があって、今はもう砂や砂利が取られすっかりなくなっていますが、当時はこの中州を伝えれば対岸まで泳いでいけるくらいでした。

阿賀野川にはいろいろな魚が年中いて、漁が盛んに行われていました。父がよく魚を釣ってきたこともあって、小さいころから川魚をたくさん食べて育ったものです。水はいつも澄んでいて、米をといだり洗濯をしたりと、川はまさに生活の場そのもので、流域にくらす人々にとっては、「命の川」とも言えました。

1957 (昭和32) 年に結婚して、江口から少し下流の津島屋に住むようになりました。ここは漁師が多い集落で、近所に住む主人のいとかや友人もみな漁師で、捕れた魚をよくもらったりして、以前にも増して魚がたくさん食べられるようになりました。

川魚は、当時、流域住民の重要なタンパク源で、みそ汁に入れたり、塩焼や佃煮にしたり、特に、1959 (昭和34) 年に長男を出産してからは、栄養をつけて母乳がよく出るようにと、とにかく魚を毎日のように食べていました。



2 「つらい日々が始まって」

～水俣病発生のころ～

1965（昭和40）年に、新潟市内で水俣病にかかった人がいることが公表されました。どうやら阿賀野川の魚が原因らしいとのことでした。その後、自分でもおかしいと思う症状しょうじょうが出始めました。手足がしびれ、頭痛や立ちくらみが起こり、また、夫の姉のところで農作業の手伝いをしていた時も、カマを持つ感覚がなくなったり、田植えがうまくできなくなったりしました。家では、余った魚をあげていた飼かい犬が、なぜか狂くるい死にしてしまうようなことも起こりました。

そのうちに、手の節々ふし ぶしが伸びず少しずつ変形してきたことに気づき、まだ30歳くらいなのに、これはたいへんだと思い、かかりつけ医へ行ったら、水俣病しょうじょうの症状が出ていると言われました。水俣病に認にん定された主人のいところにも、「お前らもおれの魚を食べたのだから検けん診を受けるように」と言われていましたが、「水俣病になると子どもの結けっ婚がだめになる」とか「就職しゅうしょくができない」などのうわさが流れており、夫の反対もあって、結局、受診じゅ しんしませんでした。



3 「認定申請はしたけれど」 ～水俣病とは認められず～

1973（昭和48）年ころになると、体の痛みはいつそう強くなり、とうとうがまんできなくなり、詳しく検査をしてもらったらやはり水俣病と診断されたので、その医師の勧めもあって、※認定申請をしました。

すでに、水俣病に認定された人たちが、原因企業の昭和電工相手に起こした裁判では、被害者の訴えが認められていましたが、そのころ町中では「あの人は認定されている」とか「あの人も具合が悪そうだ」というような話題が飛び交うようになっていました。しかし、水俣病の人だけでなく、これから認定申請をする人たちにも偏見の目が向けられました。「補償金欲しさに水俣病患者のふりをしている」という冷たい見方があったからです。

認定申請をすると大学病院で検査をすることになりますが、申請していることを知られたくないために、検査に行く時は、よその家の垣根やひさしに隠れてバスを待ったりしました。病院では、いろいろな項目にわたり検査を受けましたが、いくら朝一番に行っても、他の患者さんよりも後回しになるようなこともありました。こうして、専門医師の検査やその後の審査を経て、最後に来たのは、認定されないことを知らせる通知でした。

主人の側は父親、兄、義理の姉、いどこ夫婦もみんな認定患者になっており、私も同じくらい魚を食べて、しかも手のしびれや腰痛など同じ症状があるのに、認定されないのはどうしても納得できませんでした。

子どもたちの結婚や就職に影響が出てはいけないという思いから認定申請が遅れ、その間に認定基準がきびしくなり、私が申請するころはもう認定患者がほとんど出ませんでした。申請がおくれたために、このような目にあった人たちはたくさんいたのです。

※認定申請…水俣病と認めるよう県または新潟市に願ひ出ること

4 「真実をつかむために」

～裁判への決心まで～

そのころ、今度は主人に私と同じ症状^{しょうじょう}が出てくるようになりました。私は検査^{けんさ}を勧めましたし、認定^{にんてい}されたいとこたちからも「自分があげた魚だからきっと水俣病^{みど}にちがいない」と検査^{けんさ}を受けるように勧められました。しかし、主人は、水俣病のことが会社に分かったらクビになるのは目に見えているし、「家族が食べていけなくなるから」と検査^{けんさ}から足が遠のいていくのです。ある晩、水俣病の専門^{せんもん}の先生から主人も診察^{しんさつ}してもらったのですが、「あなたよりもむしろ自覚症状^{じかくしょうじょう}が強い」と先生は私に話されました。主人は水俣病をひどく嫌^{きら}っていただけに、それからというもの※自暴自棄^{じぼうじき}になってしまい、毎日のように酒におぼれ、仕事も休みがちになりました。夫婦^{ふうふ}の会話も悪気^{わるき}のない一言ですぐにけんかになり、あげくのはてには、家族に暴力^{ぼうりよく}を振るったり部屋のガラスを割^わるなど、まったく手に負えない状態^{じょうたい}で、そのたびに子どもたちと小屋の二階へ逃げこんでいました。私の具合が悪くなった時、手足をもんでくれたり食事のしたくや洗濯^{せんたく}もしてくれたやさしい人でしたが、水俣病が人を変えてしまいました。まさに地獄^{じごく}のような毎日が続き、家庭生活がだいなしにされたことは、むしろ自分の体の苦しみよりも痛手^{いたで}となりました。とにかく楽になりたいあまり、夜、家を飛び出し、川の岸に立っては「いっそのまま飛び込んでしまえば・・・」と何度思ったことでしょうか。でも、子どもたちのことを思うと、とてもできることではありませんでした。（※ご主人は後にお亡くなりになりました。）

気持ちのやり場のない長くつらい年月が過ぎていきしましたが、被害者^{ひがい}を水俣病と認めてつぐないをしてほしいという一心から、認定^{にんてい}されなかった人たちが集まり、1982（昭和57）年に昭和電工^{しょうわでんこう}と国を相手に、とうとう裁判^{さいばん}を起こすことになりました。同時に、この新潟水俣病問題を全国の人たちにも理解してもらい支援^{しえん}を求めようといろいろな行動を繰り広げていきました。昭和電工交渉^{しょうわでんこうこうしょう}、環境庁^{かんきょうちょう}（現環境省^{げんかんきょうしょう}）交渉^{こうしょう}、街頭でのビラ配りなどの運動を行いました。

※自暴自棄^{じぼうじき}…希望を失い、自分などどうでもいいとやけくそになること

5 「裁判の始まりから※和解まで」

～私を支えてくれたもの～

もともと、私は、運動など縁がなかったのですが、裁判を起こしてから何年か後に、岩手県盛岡市で日本母親大会が開かれ、これに参加して新潟水俣病の深刻さを訴えたり、全国のがんばるお母さん方の姿を見て勇気づけられたのをきっかけに、それまでにない自分を発見することができ、自信を持てるようになりました。この大会への参加は、私の運動の出発点でもあったのです。

東京へ行くたびに各地の支援団体のみなさんが私たちを勇気づけてくれました。木枯らしがふきつける時は熱い缶コーヒーを、うだるような暑さの中では冷たい飲物を差し入れてもらい、昭和電工前ではいっしょに座りこみをしてくれたり、「がんばってください」とはげましてカンパ（募金）してくれた人たちもいました。この人たちの温かい心には、今でも感謝の思いに堪えません。

裁判を起こしてから13年後の1995（平成7）年12月、新潟水俣病問題は決着を見ることができました。内容は決して十分とは言えませんが、それまでの私たちのあらゆる運動が実を結んだものと思っています。しかし、自分たちだけではなかなか成し得なかったことも多かったわけで、たくさんの方々からの情けとやさしさあふれる支援を受けながら、解決までがんばることができたのです。このことは、何ものにも代えがたい喜びでした。



※和解…お互いにゆずり合って、裁判での争いをやめること

6 「二度とくり返さないでほしい」

～今の私～

現在の様子を少しお話ししますと、やはり手足がとてもしびれ、夏など、冷房の効いた部屋では、うでの上の方までびりびりしてきます。夜はよく眠れず、睡眠薬を飲んでいるのですが、年中飲んでいるとだんだん効きが悪くなるようで、次第に強いものを欲しがるようになります。そうすると、夜中の1時か2時くらいに副作用で口が渴き、苦しくて目が覚めてしまいます。暑い時期でも、明け方涼しくなると、足のふくらはぎがつって、ひどい痛みが走ります。こうした手足のしびれや不眠あるいは耳鳴りは、外見からはなかなか分かってもらえないところが非常につらいのですが、もう何十年もこうした状態が続いています。「一日でもいいから熟睡できる夜があればなあ」といつも思っています。

8歳の時、戦争で父を亡くした私は、母と二人で苦しい思いをしながらも一生懸命働いて妹や弟、祖母を養ってきました。そして、夫とめぐり会い3人の子どもにめぐまれて、これからという時に、水俣病によって一転して家族の幸せを奪われてしまいました。治らない体や癒されない心の苦しみは、私たちだけでもうたくさんです。

後世の人たちが同じ経験を二度と繰り返さないためにも、生きるためになくてはならない水や身近にある自然を大切にする気持ちをみんなを持っていかなければいけないと思います。世の中が便利になればなるほど、公害は切りはなせない問題だと思うのです。そのためにも、一人でも多くの人、特に、今の若い世代の人に私たち被害者の経験をもらい、自然などの環境を守っていくことがこれから重要になることを分かっていたいただければ幸いに思っています。

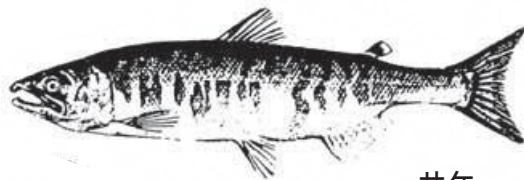


第2部

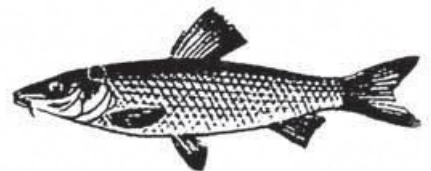
～新潟水俣病をもっと知るために～



とある
投網



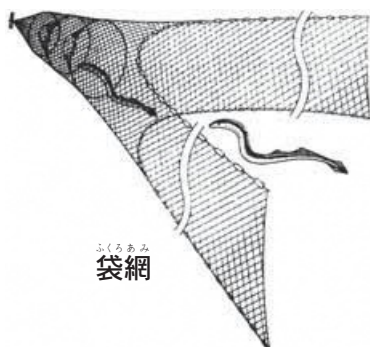
サケ



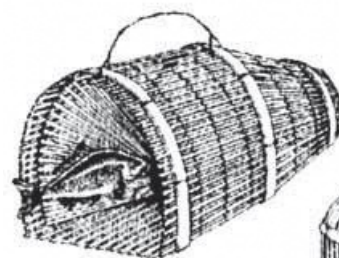
ニゴイ



ヤツメウナギ



ふくろあみ
袋網



うけ
罎



第1章 阿賀野川と人とのかかわり

栃木、福島県境の荒海山^{あら かい さん}に源を発して日本海に注ぐ阿賀野川は、流域^{りゅう}の面積が7,710km²、長さ210kmで、豊富な水量^{ほご}を誇る日本の代表的な河川の一つです。

川には1年を通してニゴイ、ウグイ、コイ、フナなどたくさんの魚がいて、流域^{りゅう いき}は豊かな自然に恵まれています。

昔から、川では漁^{さか}が盛んに行われ、夜に網^{あみ}を張っては翌朝^{よく あさ}に引き上げると、魚^{あみ}が網^{あみ}いっぱいにかかっていた。たくさん捕れると親戚^{しん せき}や隣近所^{となり}にも配るほどでした。

ここに住む人たちにとって川魚はごちそうで、また、食生活の栄養源としても川魚に大きく頼っていて、煮たり焼いたりするほか、塩漬^{しん せき}けや佃煮^{つくだ に}にしたり、みそ汁に入れるなど、魚は毎日の食卓から途切れることはありませんでした。



阿賀野川河口

(写真提供：国土交通省阿賀野川河川事務所)

阿賀野川^{りゅういき}流域では、いかだで木材を運搬^{うんぱん}したり、川砂利^{じゃり}を取る仕事をする人たちが多く、また、上流から炭^{たきぎ}や薪を新潟まで運び、新潟からは米や塩、雑貨、果物などを上流に運ぶ船頭^{せんどう}仕事で暮らす人もいました。

1950年代ごろまでは、このように、流域^{りゅういき}の住民は阿賀野川と深く結びついた暮らしを送っていました。

その後、経済が高度成長^とを遂げる時期に入ると、流域^{りゅういき}の人々の生活が少しずつ川に頼^{たよ}らなくなるように変わっていき、それまで住民の食卓を豊かにしてくれた川魚との結びつきを途切れさせたのが「水俣病」でした。



砂利船

(写真提供：新潟市立新津図書館)



早朝の漁

(撮影：白樺貞夫氏 写真提供：国土交通省阿賀野川河川事務所)

第2章 水俣病はどのようにして起こったか

1 新潟水俣病が見つかった

1965（昭和40）年5月、阿賀野川の下流地域で有機水銀の中毒にかかった疑いのある患者が発生していると、新潟大学の研究者たちが新潟県庁に報告してきました。

原因は分かりませんでした。患者は7人で、このうち、すでに2人が死亡していました。これがやがて第2の水俣病として公害問題になっていきました。

水俣病が最初に発見されたのは、1956（昭和31）年5月でした。熊本県の水俣保健所に、チッソという地元にある化学工場の附属病院の医師から、原因の分からない病気の患者が続けて入院したと報告がありました。

それより前の1950（昭和25）年ごろから、水俣湾周辺の漁村では、海に魚が大量に浮いたり、ネコが狂い死にするという不思議なできごとが起こっていました。



新潟日報：1965（昭和40）6月17日

■水俣病の発地域



2 水俣病^{げんいん}の原因は何か

新潟で水俣病^{かんじゃ}の患者が発見されてから、その原因^{げんいん}について、研究者たちがいろいろ調べたところ、阿賀野川上流の鹿瀬町^{かのせまち}（現阿賀町）にあった昭和電工という化学会社の工場が、メチル水銀という害のある物質を含んだ排水^{はいすい}を阿賀野川に流していたことが分かりました。このメチル水銀がたまった川魚を食べた人たちが水俣病になってしまったのです。

熊本での水俣病もチッソという化学会社の工場から海に流れ出たメチル水銀が同じく原因^{げんいん}でした。

2つの工場とも、アセトアルデヒドという化学物質を生産していて、それを作る時に使用した無機水銀が、毒性の強いメチル水銀に変化したのでした。

水俣病が発生したころは、経済活動を優先させる考え方がたいへん強く、工場排水^{はいすい}の対策^{たいさく}が不十分であったため、メチル水銀を含んだ排水^{はいすい}は、何も処理されないまま海や川へ捨てられていきました。



1947（昭和22）年ごろの昭和電工^{かのせ}鹿瀬工場

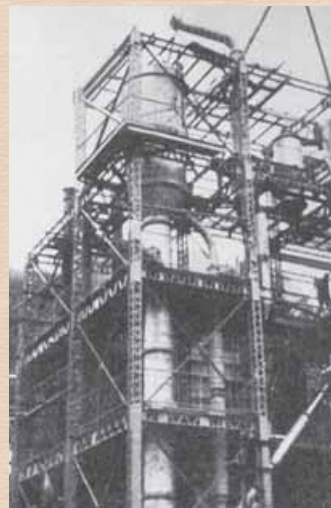
（写真提供：徳永次一氏）

昭和電工^{かのせ}鹿瀬工場とは

昭和電工は、アルミニウムなどを製造する会社と化学肥料の会社が昭和の初めに合併してできました。戦後、急成長し、日本を代表する化学会社となりました。近年では、化学工業をはじめエレクトロニクス分野の事業も行っています。

鹿瀬工場では、主に酢酸^{さくさん}や酢酸ビニル^{さくさん}の原料となるアセトアルデヒドを生産していましたが、水俣病が公表されるころには、アセトアルデヒドの製造方法を変更したことから、この生産をやめていました。しかし、もうそのころ、阿賀野川はメチル水銀に汚染^{おせん}されていました。

その後、^{かのせ}鹿瀬工場はなくなり、現在は、建築物用の排水管を作る昭和電工の関連会社^{そうごう}が操業しています。



建設中のアセトアルデヒドプラント

水俣病の原因は何か

毒性が強いメチル水銀

水銀には金属水銀、無機水銀と有機水銀があります。水俣病の原因となったメチル水銀は有機水銀の一種で、たいへん強い毒性を持っています。

西暦752年に完成した「奈良の大仏」の金メッキに水銀を使ったという記録もあります。

水銀はとても便利のため、昔から工業や農業、医療などいろいろなところで利用されてきましたが、世界の国々が協力して水銀を減らそうという取組も始まり、私たちの身の回りでも、だんだんと水銀を使わない製品が増えて来ています。

「水銀」って??

金属水銀

今でも蛍光灯や一部のボタン電池に使われています。金探鉱に使われる場合もあり、それによる環境汚染が問題になっています。

有機水銀

有機水銀の一種であるメチル水銀は、自然界である種の微生物によって無機水銀より作られることもあります。それらが食物連鎖で魚介類に蓄積します。

無機水銀

防腐剤などに使われる酸化水銀や自然界の水銀の大半を占める硫化水銀が含まれます。朱色の原料として漆器や神社の柱や鳥居の塗料などに使われてきました。

環境省 国立水俣病総合研究センター作成「水銀と健康」より

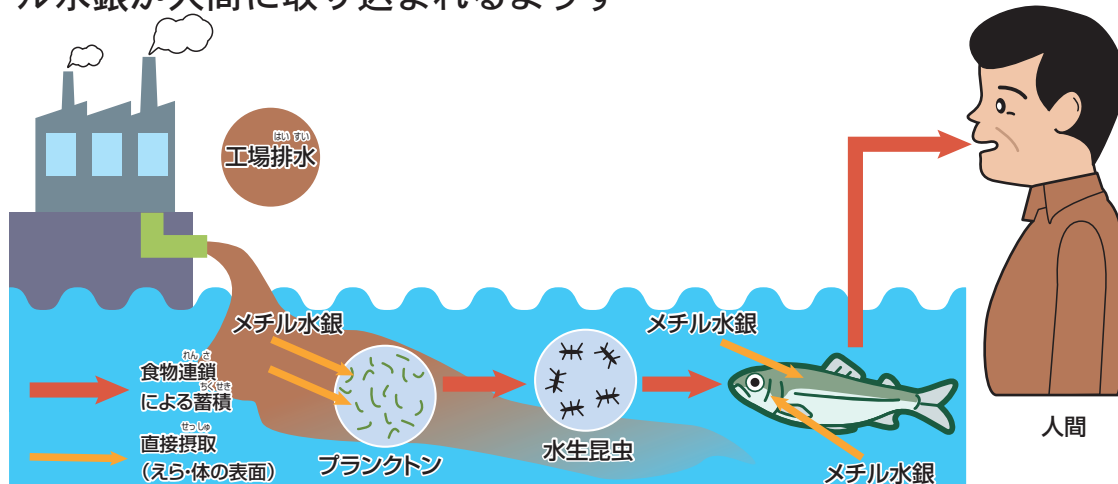
3 これが水俣病発生のしくみ

自然界には、食べたり食べられたりという生物同士の関係があります。この関係を食物連鎖と呼んでいます。水俣病は、この食物連鎖を通して起こった公害でした。

新潟水俣病の場合、工場から阿賀野川へ排出されたメチル水銀は、まず水の中のプランクトンや水生昆虫の中に取り込まれました。その量は、とてもわずかでしたが、魚がプランクトンなどを食べると、魚には何十万倍ものメチル水銀がたまりました。その魚をたくさん食べた人間には、さらに多量のメチル水銀が体内に取り込まれることになりました。

体内に入ったメチル水銀は、腸から吸収され、肝臓などにたまり、ここから脳に入ったメチル水銀が、耳や眼、手足などの働きを悪くしていきました。

■メチル水銀が人間に取り込まれるようす



第3章 水俣病はどんな病気か

1 元にはもどらない体

川魚を食べたことで体内に入ったメチル水銀は、やがて脳の中にも入ります。そして、ものを見る部分や、手足の運動をコントロールする部分、痛さや熱さを感じる部分などの神経細胞を破壊します。すると、手足の感覚の低下やしびれ、うまく歩けない、言葉をうまく話せない、筒を通してものを見るように目の見える範囲がせまくなる、耳が聞こえにくい、頭痛、手のふるえ、味やにおいが分からないなど、いろいろな症状があらわれます。

被害者は、こうした症状のために、一人では着がえもできない、ぐっすりと眠ることができないなど、日常生活のさまざまな場面で不自由をしました。

水俣病が発生した最初のころは、大声をあげて叫んだり、けいれんを起こしたりと、とても症状の重い人がいて、もっとひどい場合は、死んでしまうこともありました。しかし、最近では手足のしびれなど外見からは健康な人と見分けがつかないような症状の人が多くいます。



生活するうえでの困ったこと



曲がったまま元にもどらなくなった指

(写真提供：毎日新聞社)

熊本県で水俣病が発生してからすでに65年以上が過ぎました。しかし、水俣病を完全に治すことのできる治療法はまだ見つかっていません。痛みを和らげる治療などが行われていますが、元の健康な体にはもどせないのです。

被害者の苦しみは、今も続いています。

2 母親からおなかの赤ちゃんへ —胎児性水俣病—

母親の体内に入ったメチル水銀は、へその緒を通じておなかの中の赤ちゃん（胎児）の脳へと入ります。

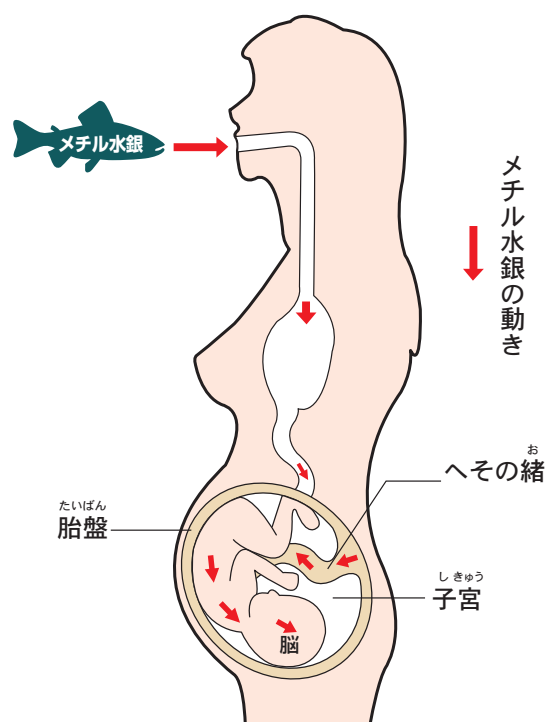
赤ちゃんはメチル水銀に対してとても敏感なので、生まれながらにして水俣病になってしまうことがありました。

これを胎児性水俣病と呼んでいます。

胎児性水俣病では重い症状の人が多く、言葉を話せない、精神が不安定、歩けないなどの症状があらわれました。

中には、水俣病の赤ちゃんが生まれることをおそれて、赤ちゃんができないように手術をしたり、赤ちゃんを※中絶した人もいました。

この胎児性水俣病は、新潟県では1人が確認されています。



胎児に水銀が取り込まれるようす

お母さんのお話

〇〇子がこのまま成長していくかと思うとたえられない気持ちです。生まれてくるこどもまで有機水銀中毒の犠牲にならなければならないとはあまりにも残酷です。

※中絶…人工的に赤ちゃんを流産させること

産経新聞：1967（昭和42）年6月28日から

第4章 水俣病が生んだ被害^{ひ がい}

1 たくさんの人が被害^{ひ がい}にあった

水俣病が発生したころの阿賀野川では川魚が盛^{さか}んで、人々は手軽に手に入る食べ物として川魚をよく食べていました。

そのため、漁師やその家族に被害者が多く、また、漁師の家からもらった川魚を食べて水俣病になった人もいました。

水俣病の被害の状況については、2021（令和3）年12月31日現在、「公害健康被害の補償等に関する法律」で水俣病患者として認定されている人が県内で716人（申請件数 2,707件）となっています。また、そのほかにも健康被害を受け水俣病被害者（水俣病総合対策医療事業対象者）として国・県から医療費等の支給を受ける人が2021（令和3）年12月31日現在、2,980人にもものぼっています。被害者の多くは高齢化し、亡くなった人もたくさんいます。

なお、病気をかくし続けて亡くなった人や、自分が水俣病とは知らずに亡くなった人もいと言われ、正確な被害者の数は分かっていません。



※被害者の発生状況

2 働けない苦しみ

水俣病による体の不自由さは、被害者から仕事もうばってしまいました。手がしびれて力が入らない、すぐに^{つか}疲れて長時間働けない、細かい作業ができない、目まいにより高い所での作業ができないなどのことから、自分の思うような働きができなくなってしまったのです。「おれのこさえた^{あみ}網には他のだれのよりもよけいに魚が入るんだ」「自分が家族の生活を支えている」「うちの^{たてぐや}建具屋は、いい仕事をする^{ひょうばん}と評判だ」と、働くことに喜びと^{ほこ}誇りを感じていた被害者にとって、仕事が満足にできなくなったために職を失ったり、別な仕事に^ひかわらなければならなかったことは、とても悔しいことでした。また、被害者の^{かんびょう}看病のために家の人が仕事をやめなければならないこともありました。

そして、このように仕事ができなくなったために、生活がたいへん苦しくなりました。

3 「たたり」「二セ患者」 —差別や^{へんけん}偏見に苦しんだ被害者—

「患者^{かんじゃ}の家には、嫁^{よめ}をやっちゃだめだ。孫の代までたたられる。」

「あそこの家は、病人を出して金もうけしている。」

「二セ患者^{かんじゃ}が、金ほしさに^{さいばん}裁判を起している。」

これらは、被害^{ひがい}を受けた人たちが言われた言葉です。

被害者^{ひがいしゃ}は病気によって命や健康をうばわれて苦しんだだけでなく、心ない言葉や行動で精神的にも深く傷つけられたのでした。

そして、病気のために仕事をやめさせられたり、自分が患者^{かんじゃ}であるために子どもの^{けっこんばなし}結婚話を断られることもありました。

^{さいばん}裁判でも「健康な体を返してほしい」

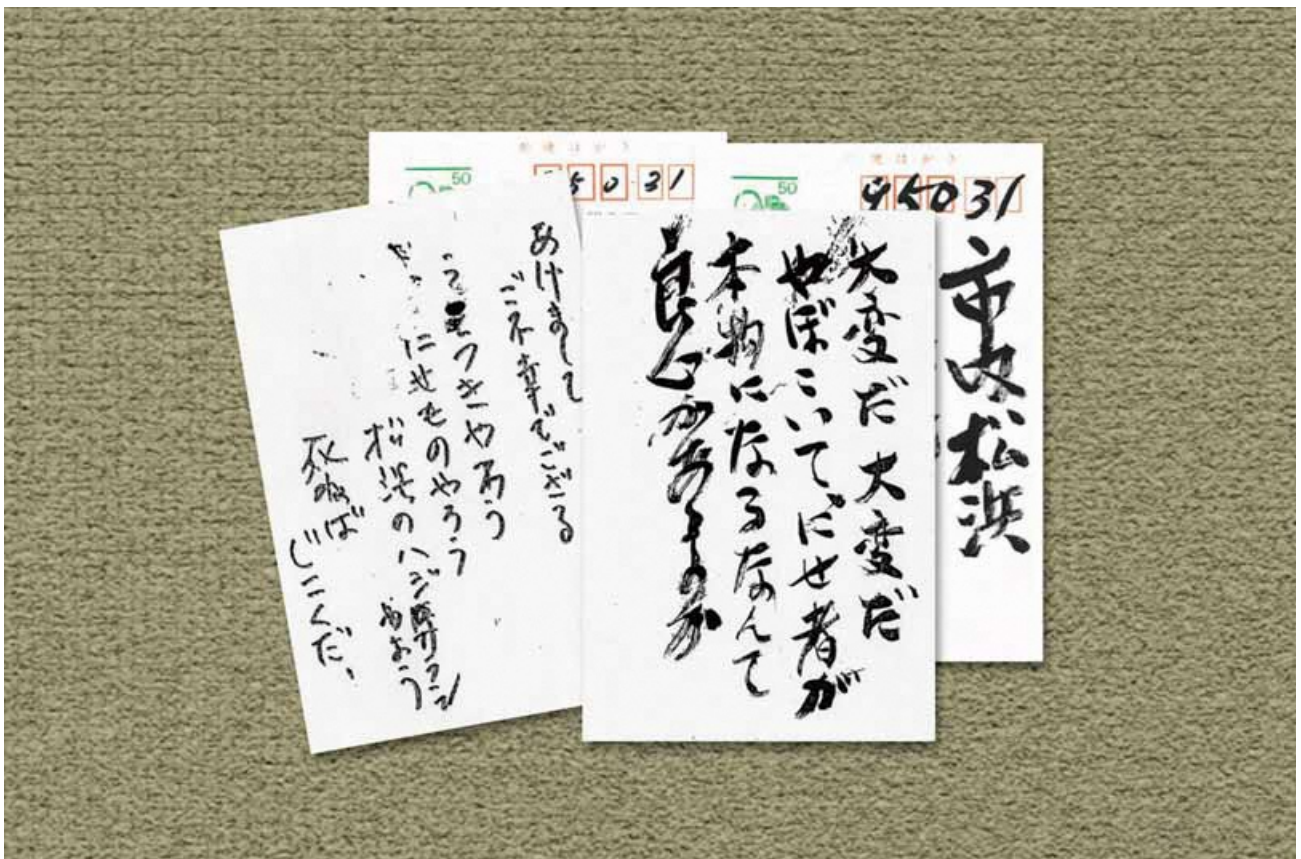


毎日新聞：1992（平成4）年2月26日

という被害者の願いは、「金目当て」と誤解されました。

こうした差別や偏見をおそれ、病気をかくしていた人もいます。水俣病は、被害者の健康をうばっただけでなく、地域の絆さえもこわしてしまったのです。

被害者が差別や偏見に苦しめられたのは、国や県などが水俣病の正しい知識や情報を住民に伝えるための努力をしなかったからだ、という意見もあります。



被害者に送りつけられたいやがらせの手紙

4 売れない魚 —阿賀野川の名誉回復へ—

新潟市北区松浜地区は、阿賀野川の河口にあり、海でも川でも漁をする漁業の盛んな町でした。

しかし、水俣病の原因が川魚だと分かると、県からの指導で阿賀野川の魚を捕ってはいけなくなり、もちろん売ることもできなくなりました。

そしてさらに、水俣病の患者が出ると、患者が出た地域の人売っているという理由だけで海の魚までも買ってもらえなくなり、この地区の漁業は、たいへんな被害を受けました。

生活に困った松浜の人たちは、具合が悪くても患者として名乗り出ることをやめ、地域ぐるみで「水俣かくし」をしなければならぬほど、追いつめられたこともありました。

そして、そのほかの阿賀野川の漁師も同じような被害を受けたので、漁師たちは協力して昭和電工に被害の補償をするように求めました。

最初は工場のせいではないと否定していた昭和電工も1972(昭和47)年4月には、漁師たちに補償金を支払って謝罪しました。

その後、漁師たちは、失われた阿賀野川の名誉を回復するためにサケの稚魚の放流やアユの養殖を行うなどの努力を続けました。



新潟日報：1965（昭和40）年7月8日

昭和電工鹿瀬工場と阿賀野川の汚染

阿賀野川が鹿瀬工場の排水で汚されたのは、新潟水俣病の時が初めてではありませんでした。

1946（昭和21）年ごろ

このころ、川がレンガ色に染まるのがたびたびありました。そうするとしばらく魚が捕れなくなり、漁師たちはこれを“昭電の赤水”と呼んでいました。

1957（昭和32）年9月

工場が川原に捨てた廃棄物から有害物質が流れて、川を汚しました。この時、新潟県が漁民と工場の間に入って、二度と川を汚さないように、工場に排水や廃棄物などを正しく処理することを約束させました。

1959（昭和34）年1月

工場のカーバイド捨場の堤防が雨でこわれ、有害な廃棄物が大量に川へ流出し、阿賀野川の魚のほとんどが死んでしまいました。

第5章 救済を求めた被害者の活動

1 仲間とともに

水俣病の発生後、被害者を支え助けるため「新潟県民主団体水俣病対策会議（のちの新潟水俣病共闘会議）」が作られ、やがて被害者も「阿賀野川有機水銀中毒被災者の会（のちの新潟水俣病被災者の会）」を作り、これに加わりました。

そして、国、県や昭和電工に対して、水俣病の原因を明らかにし療養費（病気の治療に必要なお金）を支払うことや被害に対する補償を行うことなどを求める運動に取り組みました。

2 新潟水俣病第1次訴訟 —全国初の公害裁判—

被害者は、水俣病の原因がなかなか明らかにならなかったため、1967（昭和42）年6月、「水俣病は昭和電工がメチル水銀を含んだ工場排水を阿賀野川に流したために発生したものである」として、昭和電工を相手に損害賠償（心身を傷つけたことを償うこと）を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。

昭和電工は、「水俣病の原因は新潟地震により流れ出た農薬である」と反論しましたが、1971（昭和46）年9月、裁判所は被害者の訴えを認め昭和電工に損害賠償を命じました。

この裁判は、日本で最初の本格的な公害裁判となり、この後、熊本水俣病についてもチッソや国を相手に損害賠償を求める裁判がいくつも起こされました。また、水俣病の裁判のほかにも、富山のイタイイタイ病や四日市ぜんそくなど、新潟水俣病裁判をきっかけに各地で公害に関する裁判が起こされました。



新潟日報1967（昭和42）年6月12日

四大公害病の発生時期・被害地域・原因・裁判を起こした年

四大公害病	発生時期	被害地域	主な原因	原因企業・裁判
イタイイタイ病	1910年代	富山県神通川流域	カドミウムによる 水質汚濁	三井金属工業神岡鉱業所 1968年3月提訴
水俣病	1953年ごろ	熊本県・鹿児島県の 八代海	メチル水銀による 水質汚濁・食物連鎖濃縮	チッソ水俣工場 1969年6月提訴
四日市ぜんそく	1960年ごろ	三重県四日市市	硫酸化合物などによる 大気汚染	昭和四日市石油など6社 1967年9月提訴
新潟水俣病	1964年ごろ	新潟県阿賀野川流域	メチル水銀による 水質汚濁・食物連鎖濃縮	昭和電工鹿瀬工場 1967年6月提訴

3 補償協定の締結

第1次訴訟の判決による補償額が低額であったことや二度と公害を発生させないために、被害者は何回も昭和電工と直接の話し合いを行い、1973（昭和48）年6月、補償金、医療費、水俣病の再発防止などを内容とする補償協定を結びました。当時、年金を毎年続けて支払うことや工場への立入調査を認めることまでも盛り込んだ協定はなく、画期的なものでした。

4 新潟水俣病第2次訴訟

第1次訴訟の判決が出され、補償協定が結ばれた後、法律にもとづく水俣病の認定申請（県又は新潟市に水俣病と認めるようお願いすること）をする人が多くなり、また、それを棄却（水俣病とは認められないこと）される人も多くなりました。

1982（昭和57）年6月、認定申請を棄却された人たちが、「新潟水俣病被害者の会」を作り、国と昭和電工を相手に損害賠償を求めて、新潟地方裁判所へ訴えを起しました。



（写真提供：新潟日報社）

訴えの内容

国に対して

水俣病の原因を知らず、昭和電工に対して適切な指導をしないで、「第2の水俣病」を発生させた責任がある。

昭和電工に対して

被害者を水俣病と認めて、補償を行うこと。

1992（平成4）年3月に出された第1陣の判決では、被害者のほぼ全員を水俣病と認めましたが、国の責任は認められませんでした。

この裁判は、被害者と昭和電工が東京高等裁判所に※控訴し、新潟地方裁判所の第2陣以降とともに長期間続けられました。

1 日でもいいから健康がほしい

～ 略 ～

1次裁判が終わると、松浜でも多くの人が認定申請しました。私の家でも私と子どもを除いて申請しました。このうち、夫とお姑さんは認定されましたが、祖父は川で倒れて、検査が終わらない前になくなり、祖母も歩くことができなくなって検査を受ける前になくなりました。生きていれば、多分認定されたと思います。

水俣病の家には嫁の来手やもらい手がない、という話が世間で言われるなか、3人の女の子をもつ私は認定申請することになかなか踏み切れませんでした。夫はすでに認定患者でしたが、母親の私までが認定になったら、この子たちはどうなるのか、そう考えると、どうしても申請には足が遠のくのでした。

しかし、頭ももんもんし、少し歩くと足がつってくる、外に出るとすぐ疲れるようになってきたことから、将来への不安がつのり、周りの勧めもあって認定申請に踏み切ったのでした。しかし、結果は棄却でした。

28才に症状が出始めてから、もう24年が経ちました。症状は今も変わりません。

年に何回かはめまいがひどく数日間寝込みます。振り返ってみると、体をだましだましの毎日で、この24年間1日たりとも気分の晴れた日はありませんでした。1日でもいいから健康がほしい。すっきりした体がほしい。これが今の私の最大の願いです。

私たちは何もすきこのんで水銀の入った魚を食べたものではありません。先祖から受けついだ魚を中心とした生活を営む中で、知らない間に一方的に侵されたのです。それなのに、どうして被害者が肩身の狭い思いをしなければならないのか、私はどうしても許せないのです。そして、これからもずっと、子どものことが心配です。

裁判所が、1日でも早く責任をはっきりさせてくれることを願っています。

（1990年12月、新潟水俣病第2訴訟第61回口頭弁論・原告側最終弁論より）

新潟水俣病被害者の会・新潟水俣病共闘会議 阿賀よ忘れるな から

※控訴…判決を不服として、上級の裁判所に、その判決が正しいかどうかの判断を求めること

5 苦渋^{くじゅう}の決断 ―解決協定を結ぶ―

新潟、熊本とも裁判^{さいばん}の結論がなかなか出ないまま、被害者^{ひがいしゃ}の高齢化^{こうれいか}が進み、亡くなる人も多くなりました。

「生きているうちに救済^{きゅうさい}を」という声が高まる中、1990（平成2）年に熊本水俣病関係の裁判^{さいばん}で裁判所から、和解勧告^{わかい かんこく}



早期解決を求めるすわりこみ（昭和電工本社前）

（写真提供：新潟水俣病^{きゅうとう}共闘会議）

（お互いにゆずりあって争いをやめるようすすめること）が出されましたが、国は「水俣病と判断する基準や国の責任についての考え方に、お互いの間で大きなちがいがある」としてこれに応じず、早期解決の見込みは立ちませんでした。

被害者と支援団体は1日も早い解決を求めて、街頭での署名運動^{しよめい}、昭和電工本社前のすわりこみ、抗議行動^{こうぎ}などに取り組みました。

全国的な被害者団体などからの働きかけもあり、与党3党（自民党・社会党・新党さきがけ）は、1995（平成7）年9月に熊本水俣病についての最終解決案を示しました。

一方、新潟水俣病については、

- ①経営が苦しいチッソとちがい、昭和電工には独自に補償^{ほしょう}する能力がある。
- ②直接、昭和電工と話し合いを行い、納得できる内容で解決したい。

という被害者^{ひがいしゃ}の思いから、与党3党の最終解決案からはのぞかれていて、昭和電工との直接の話し合いをくり返し、問題解決の努力を続けました。

しかし、熊本の関係者が最終解決案を受け入れることを決めたため、新潟水俣病の解決だけが残されてしまうという心配もあり、被害者は、不十分な内容ではあるけれども苦渋の決断（苦しみ悩みながら決めること）をして、熊本の最終解決案をもとに昭和電工と解決協定を結びました。

この協定には、昭和電工が、

- ①水俣病発生の原因者としてあやまちを反省してあやまる。
- ②水俣病総合対策医療事業の対象者すべてに一時金を支払う。
- ③水俣病の教訓を生かす事業のために2億5,000万円を新潟県に寄付する。

また、被害者らが、

裁判や認定申請などを取り下げることにより、すべての紛争を終わらせる。

といったことなどが盛り込まれました。

これらを受け、1995（平成7）年12月に政府が水俣病問題に関する最終解決策（水俣病総合対策医療事業の申請の受付を再開することなど）を決定し、総理大臣が反省の談話を発表しました。



新潟日報：1995（平成7）年12月15日

6 行政の責任－熊本水俣病関西訴訟最高裁判決－^{そしゅう}

1995（平成7）年の政府の最終解決策^{さく}によって、水俣病問題は終わったかに見えました。

しかし、その解決策^{さく}を受け入れずに裁判^{さい ばん}を続けていた熊本水俣病の関西訴訟^{そしゅう}では、2004（平成16）年10月に最高裁判所^{さい ばん しょ}の判決が言い渡されました。最高裁判所^{さい ばん しょ}では初めて国と熊本県にも水俣病の被害^{ひ がい}の拡大を防止できなかったことについて責任があると認め^{みと}られました。また、国の認定基準^{にん てい}では認められていない人などからなる原告^{げん こく}の方々についても、水俣病特有な感覚障害^{みと}などがあればメチル水銀中毒症が認められました。

このため国は、2005（平成17）年4月に、水俣病の拡大を防ぐことができなかったことを反省して、すべての水俣病被害者に謝罪しました。熊本県・鹿児島県・新潟県と協力しながら、これまで以上に医療対策^{りょうたい さく じゅう じつ}を充実させることや水俣病が発生した地域がもう一度住みやすい地域となるような取組を行うことなどを発表しました。

最高裁判所^{さい ばん しょ}の判決後は、認定申請^{にん てい しん せい}をする人が急増しました。しかし、国の認定基準^{にん てい}が見直されなかったことなど様々な理由から、新たに国や原因企業^{げん いん}などの責任^{そん がい ばいしょう}や損害賠償^{さい ばん}を求めて裁判を起こす人も増えました。

7 新潟水俣病第3次訴訟^{そしゅう}

2007（平成19）年4月には、昭和電工と国と新潟県を相手に、損害賠償^{そん がい ばいしょう}を求めて「新潟水俣病第3次訴訟^{そしゅう}」が、起こされました。

2015（平成27）年の新潟地方裁判所^{さい ばん しょ}判決では、原告^{げん こく}10人のうち7人を水俣病と認め、昭和電工に賠償^{みと ばいしょう}を命じましたが、国や県の責任は認めませんでした。原告^{げん こく}、被告^{ひ こく}の両方が控訴^{こう せ}し、2018（平成30）年の東京高等裁判所^{さい ばん しょ}判決では、被告^{ひ こく}が勝訴^{しょう せ}しました。その後、原告^{げん こく}が最高裁判所^{さい ばん しょ}に上告^{ひ こく しょう せ}しましたが、2019（平成31）年3月、被告^{ひ こく}の勝訴^{しょう せ}が確定しました。

8 ノーモア・ミナマタ新潟第1次全被害者救済訴訟 (新潟水俣病第4次訴訟)

2009（平成21）年6月には、新たにつくられた「新潟水俣病阿賀野患者会」の人たちにより、国と昭和電工を相手に「ノーモア・ミナマタ新潟第1次全被害者救済訴訟」が、起こされました。

その後、「ノーモア・ミナマタ新潟第1次全被害者救済訴訟」は、昭和電工・国と原告の間で和解に向けた話し合いが行われ、2011（平成23）年3月に和解が成立しました。

9 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

水俣病問題の最終解決を目指し、2009（平成21）年7月、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（略して「特措法」）が新たに制定されました。その後、2010（平成22）年5月から、この法律に基づき給付申請の受付が開始され、2012（平成24）年7月31日まで給付申請が受けつけられました。

これによって、水俣病が発生した地域でメチル水銀に汚染された魚などをたくさん食べて一定の症状が認められる人は、「水俣病総合対策医療事業」の対象となりました。「水俣病総合対策医療事業」の対象となると、病気の治療代、療養手当、はり・きゅうを行う費用などが支払われるとともに、昭和電工から一時金が支給されました。

また、2010（平成22）年5月1日、当時の鳩山総理大臣が水俣市で開催された水俣病犠牲者慰霊式に出席し、熊本、鹿児島にとどまらず、さらに新潟で第二の水俣病が引き起こされるなど、水俣病被害の拡大を防止できなかったことについて国の責任を認めてお詫びをしました。

水俣病被害者の方への 給付の申請を受け付けています

「水俣病被害者の救済及び
水俣病問題の解決に関する特別措置法」
に基づき、給付の申請を受け付けています。

●対象となる方
以下の①、②のいずれにも該当する方
①昭和40年12月31日以前に、阿賀野川でメチル水銀に汚染された魚などをたくさん食べたことが認められる方
※母体を通してメチル水銀を体内に取り入れた可能性がある方を含む
②一定の感傷障害（手足の先の方の感覚が鈍いなど）が認められる方

●給付内容
○一時金 ○療養手当
○療養費（医療費の自己負担分など）
※症状により療養費の給付のみとなる場合もあります

●詳しくは、下記へお問い合わせください。
○新潟市・五上市・阿賀野市・阿賀町に設置している新潟水俣病相談窓口（裏面をご覧ください）
○新潟県生活衛生課……………025-280-5204・025-280-5207
○新潟市保健衛生総務課……………025-212-8016

新潟県・新潟市

10 ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟 (新潟水俣病第5次訴訟)

2012（平成24）年7月31日に特措法の受付が締め切られたため、申請が間に合わなかった人や救済の対象から外れてしまった人もいました。患者団体「新潟水俣病阿賀野患者会」は、目指していた「全被害者救済」が実現しなかったことから、新潟水俣病の最終解決に向け、国と昭和電工を相手に、ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟（第5次訴訟）を起こしました。裁判は現在も続いています。

阿賀のお地藏さん「水俣地藏」

阿賀野市千唐仁の阿賀野川の堤防のすぐわきに、2体のお地藏さんが並んで立っています。写真左側のお地藏さんは、1998（平成10）年に熊本県水俣市の水俣川の石で彫られた「水俣地藏」です。このお地藏さんには「※不知火から阿賀へ」と刻まれています。

写真右側のお地藏さんは、ツツガムシ病で亡くなった人を思い、川での仕事の無事を祈り、平和な生活を願って建立された「虫地藏」と呼ばれています。



写真左：水俣地藏 右：虫地藏

また、水俣市には1994（平成6）年に阿賀野川の石で彫った「水俣地藏」が新潟から贈られ、チッソ水俣工場百間排水口の近くに建立されています。

遠く離れていても、双方のお地藏さんは互いに向き合うよう建っています。

阿賀のお地藏さんには「川の恵みを受けて暮らしてきた阿賀野川流域の人びとは、食べきれないほど魚がとれれば『おすそわけ』し、野菜が採れればそのお返しをする。そんな当たり前のことが水俣病が起きたことで、認定された人、認定されなかった人に分かれて、お互い気まずい雰囲気になり、それまで育まれてきた地域の絆が壊れてしまった。水俣病がなかった時のように、みんなが仲良くひとつになるにはどうしたらいいか。そのひとつの答えが千唐仁にお地藏さんを建立することでした。水俣川からやってきたお地藏さんがいらっしゃる限り、親から子へ、子から孫へと水俣病が語りつがれ、二度と起こしてはいけないとみんなが考えてくれるに違いない。」との思いがこめられています。

第6章 行政による被害者の救済

1 発生したころの対応

1965（昭和40）年に新潟水俣病の発生が確認され、被害者は、水俣病の症状（手足のしびれやふるえ、うまく歩けない、言葉をうまく話せないなど）のために働けなくなって収入が減ったり、治療費がかかったりしたため、生活がとても苦しくなりました。

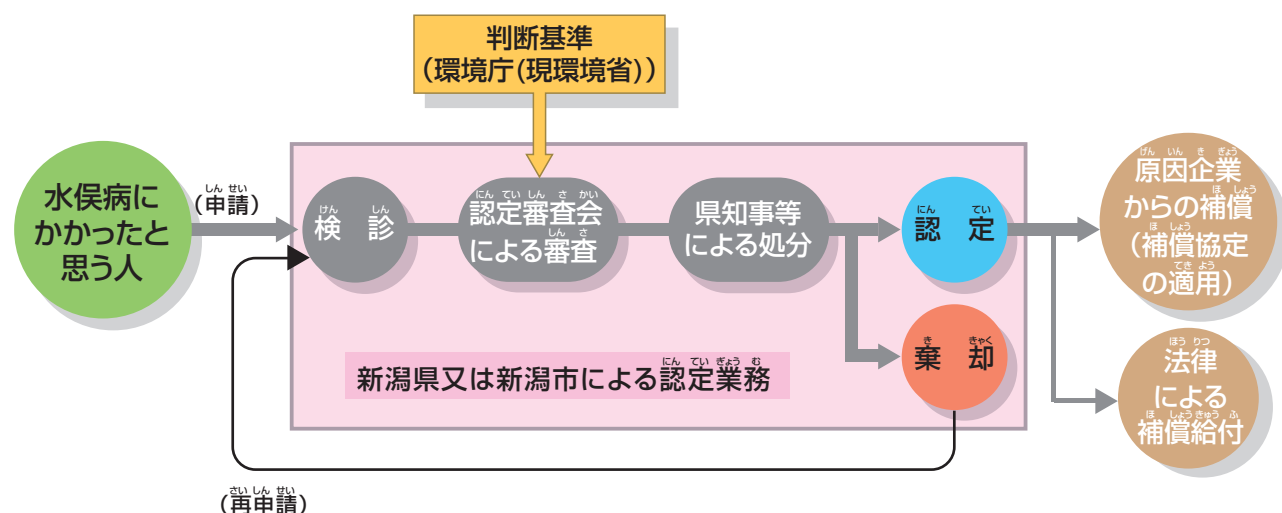
新潟県などは、被害者からの求めもあり見舞金を支払ったり、生活や仕事を続けるために必要なお金を貸したりしました。

2 水俣病の認定と補償費の支払い

1969（昭和44）年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（現在は「公害健康被害の補償等に関する法律」に名前を変更）」という法律が制定されました。

この法律にもとづいて、水俣病にかかったと思う人から認定申請が出されると、新潟県又は新潟市は、検診（脳や手足、眼、耳などの検査）を行い認定審査会（新潟大学病院の医師などで作られる会議）の意見をきいて、処分（水俣病であるかどうかを決めること）を行って

■ 認定制度のしくみ

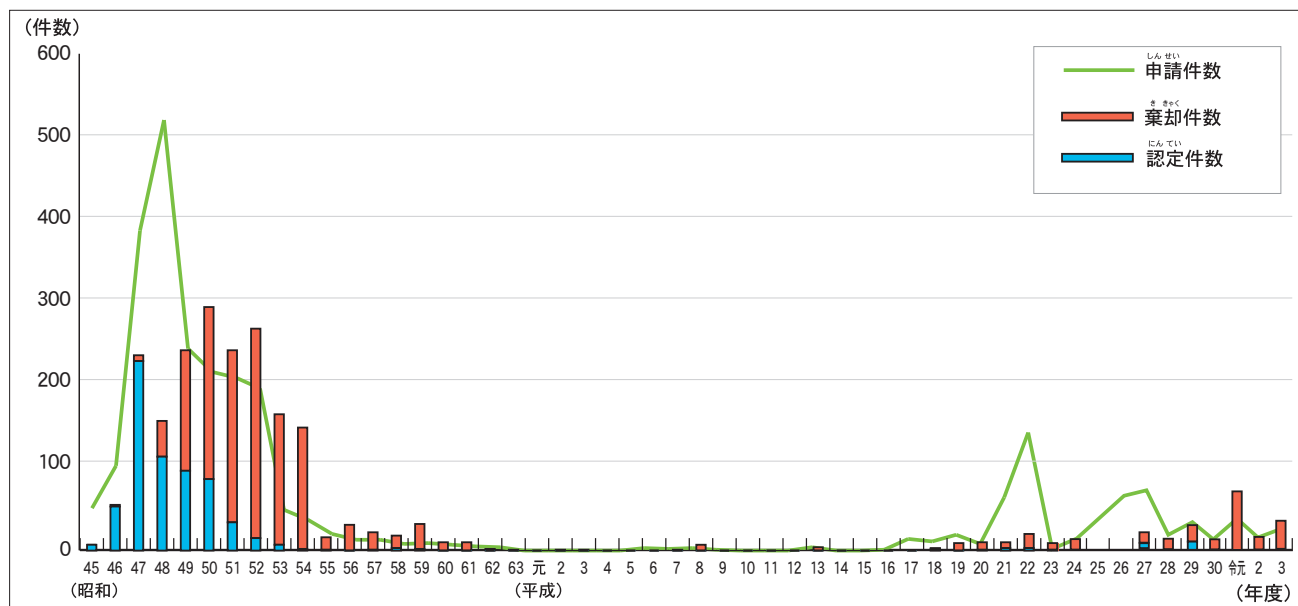


環境庁（現環境省）環境保健部 水俣病 その歴史と対策 から一部改編

いますが、2021（令和3）年12月31日までに2,707件の申請^{しんせい}が出され、716人（うち604人が亡^なくなっている）が水俣病^{みど}と認め^{みと}られています。

水俣病^{みど}と認め^{みと}られた人には、昭和電工から直接、補償費^{ほしょうひ}などが支払^{はら}われています。

■新潟水俣病認定申請^{にんていしんせい}処理状況（令和3年12月末現在）



3 認定^{にんてい}ともう一つの救済^{きゆうさい} —水俣病総合対策事業^{たいさく}—

「公害健康被害^{ひがい}の補償^{ほしょう}等に関する法律^{ほうりつ}」による制度では水俣病であるとは認め^{みと}られないけれども、水俣病の発生した地域において、たくさんのメチル水銀を体内に取り込んだ可能性のある人に対し、水俣病総合対策事業^{たいさく}として次のような取組を行っています。

医療事業……水俣病にもみられる ※四肢末梢優位^{し し まっしょうゆうい}の感覚障害^{しやうがい}や一定の神経症状^{しやうじやう}が認め^{みと}られる人に対して、医療手帳や水俣病被害者手帳^{ひがいしゃ}を交付し、病気の治療代^{ちりやうだい}やはり・きゅうを行う費用などを支払う。

健康管理事業…保健師などが生活や病気の治療^{ちりやう}について訪問指導などを行う。

※四肢末梢優位^{し し まっしょうゆうい}の感覚障害……両手・両足の先端^{せんたん}ほど、しびれが強く、痛さや触ったことなどを感じない症状^{しやうじやう}が強いこと

第7章 新潟水俣病の教訓を伝えるために

阿賀野川の水銀汚染が確認されてから、新潟県では、阿賀野川の川魚を食べないように指導しました。また、水銀の影響を取り除くため、公害の原因となった工場は排水口付近で川底の土砂を取り除く工事を行いました。

その後、川や川底、魚の水銀検査を進めた結果、新潟県は、1978（昭和53）年4月に安全宣言を行いました。以降、県は毎年阿賀野川の魚の水銀値を検査しています。

現在の阿賀野川では、河川公園はスポーツやレジャーを楽しむ場になっています。1年を通して美しい景色は、そこに住む人々や流域を旅する人をひきつける魅力に満ちています。

よみがえった阿賀野川ですが、新潟水俣病の教訓を忘れてはなりません。そのために新潟県や流域市町ではさまざまな工夫をしています。

1 新潟県立環境と人間のふれあい館

新潟水俣病の解決協定をきっかけにして、このような悲惨な公害を二度とくり返すことのないよう、新潟水俣病の経験と教訓を伝え、環境保全の大切さを知ってもらう施設「新潟県立環境と人間のふれあい館—新潟水俣病資料館—」が、2001（平成13）年8月豊栄市（現新潟市北区）の福島潟に開館しました。

施設を利用して、被害を受けた人たちの苦しみを理解したり、環境問題について学習することができます。



新潟県立環境と人間のふれあい館
—新潟水俣病資料館—

2 新潟水俣病地域福祉推進条例

新潟県では、「新潟水俣病問題に係る懇談会」を設置し、その意見を受け、新潟水俣病対策をより積極的に推進するため、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を2008（平成20）年10月に制定しました。

条例は、公害の犠牲者である新潟水俣病の被害者を社会全体で支えらるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すために定められました。

県では、この条例に基づいて患者の方々の保健福祉、新潟水俣病についての教育・啓発、地域社会の再生などの取組を進めています。



新潟水俣病地域福祉推進条例

県では、条例に基づき、新潟水俣病患者の福祉の増進、理解を深め偏見や中傷をなくすための教育・啓発の推進、地域に及ぼした深い亀裂の修復などを目的とした次の施策を進めており、新潟水俣病患者の皆さんを含め、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指しています。

この条例による 新潟水俣病患者とは

○阿賀野川のメチル水銀に汚染された魚をたくさん食べたことにより水俣病に見られる一定の症状が出た方を「新潟水俣病患者」としています。

1. 保健福祉施策

- ・新潟水俣病患者に福祉手当を支給します。
- ・阿賀野川流域市町（新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町）と協力して、新潟水俣病相談窓口の設置や保健師による患者訪問を行います。
- ・新潟水俣病患者向けにハンドブックを作成して様々な場面で活用します。



（相談窓口チラシ）（ハンドブック）

2. 教育・啓発の推進

- ・新潟水俣病の経験や教訓を将来に伝える教育や啓発活動を行います。
- ・環境と人間のふれあい館を教育・啓発の情報発信拠点として、水俣病学習を推進します。



（ふれあい館での学習の様子）（新潟水俣病について考える授業の様子）

3. 地域社会の再生・融和の促進

- ・阿賀野川フィールドミュージアム事業により、地域の住民の方々と一緒に、流域の環境学習やイベントを実施します。
- ・このような取組を情報誌「阿賀野川え〜とこだより」やホームページなどで広く情報発信します。



（イベント・地域再発見講座の様子）（情報誌「阿賀野川え〜とこだより」）

3 ふるさとの環境づくり宣言2015

2015（平成27）年5月31日、新潟水俣病公式確認50年式典において、新潟県は「ふるさとの環境づくり宣言2015～新潟水俣病公式確認50年に当たって～」を宣言しました。

この宣言において、水俣病の被害を受けたすべての方々が等しく患者と認められ、救済を受けることができる持続的な制度を作ることや、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現することに、最大限の努力をもって取り組んでいくことを表明しました。

4 阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業

阿賀野川流域の各地域がかつて発生した新潟水俣病と向き合い、それを乗り越えるような「人と人の絆」や「人と自然の関係」をもう一度取り戻すため、流域の住民・行政・民間団体が協力して、地域の再生に取り組んでいます。



撮影：山口冬人氏

5 語り部による伝承

子や孫に二度と同じ苦しみや悲しみを繰り返してはならないという思いから、被害者が自身のつらい体験や願いを後世に語り継ぐ「語り部」活動を行っています。



6 小・中学校環境学習の支援

新潟県と新潟市では、小・中学校を対象に新潟水俣病をはじめとする環境学習を推進するために、「小学校・中学校への地域の環境学習等支援事業」を実施しています。



7 新潟水俣病^{かんきょう}環境賞作文コンクール

次世代を担^{にな}う子どもたちが環境問題^{かんきょう}に関心をもち、理^り解^{かい}して行動することが大切です。「身の回りの環境^{かんきょう}」や「新潟水俣病」をテーマに、小・中学生を対^{たい}象^{しょう}とした作文コンクールが行われています。(主催：新潟水俣病被害者の会・新潟水俣病阿賀野^{かんじゃ}患者会)



8 現地学習会

新潟水俣病の被害者^{ひがいしゃ}が出た阿賀野川^{あがのせ}流域地域や昭和電工があった阿賀町^{あがまち}（旧鹿瀬町）などの現^{たず}地を訪ねて学びます。



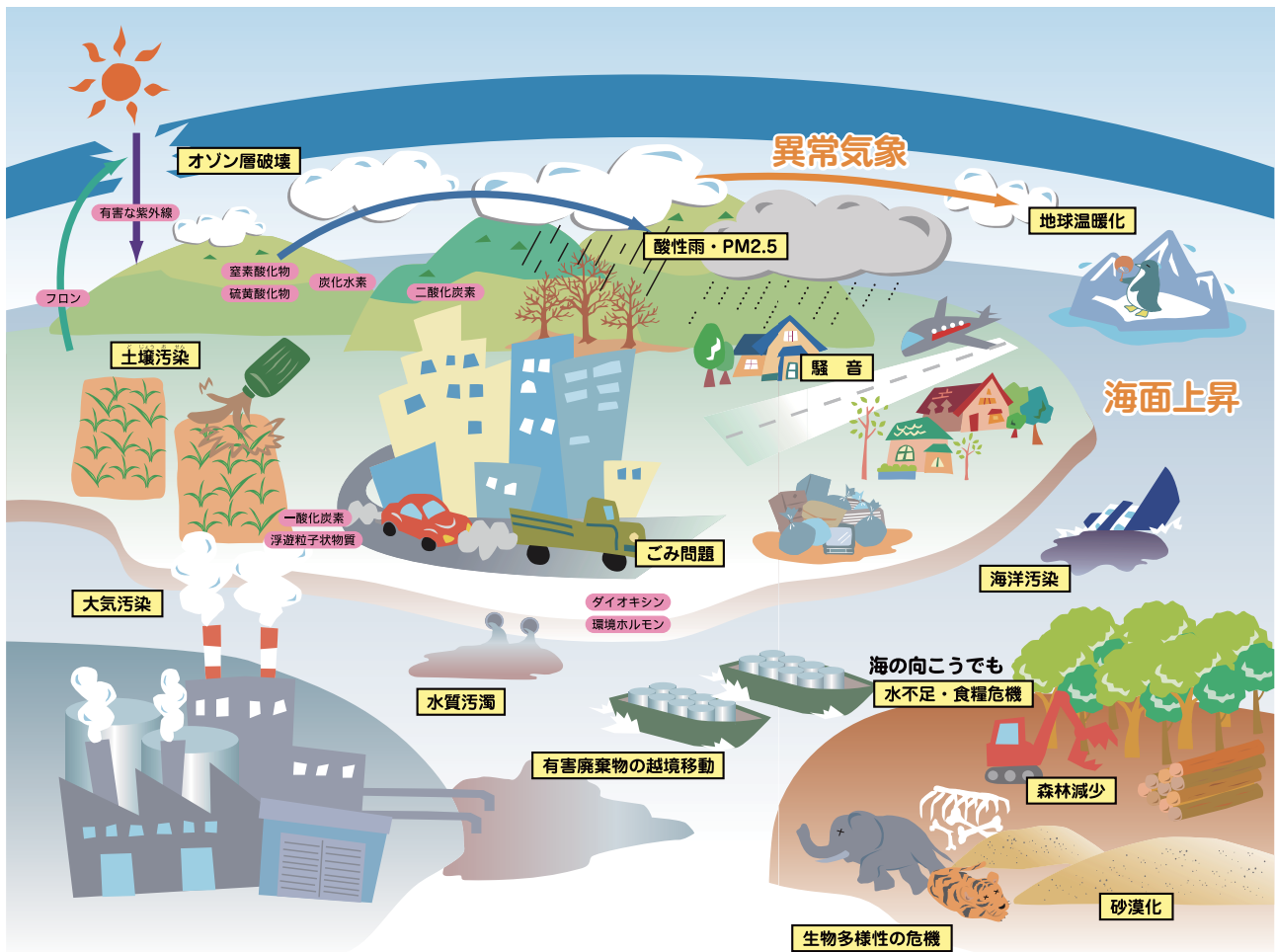
第8章 今日の環境問題

1 身のまわりの環境問題

日本が高度経済成長を遂げた時代に水俣病をはじめとする公害が深刻化したため、工場もこれに合わせて対策をとってきました。

今、国境を越えた地球規模の環境破壊や気候変動が問題になってきました。そして、私たちの生活と密接な関係を持っています。それに対応するため、1993年に公害対策基本法に変わり、「環境基本法」が新しく制定されました。

私たちの周りでは、どんな環境問題が起こっているのでしょうか。



未来の地球・未来の新潟 かがやく未来を創るために（新潟市作成） より一部改編して引用

2 ^{じ ぞく か のう} 持続可能な社会を目指して



私たちが考えなければならないことは、どのようなことでしょうか？



3 SDGsと環境問題

環境問題は、「SDGs17の目標」とどのように結びついているのか考えてみましょう。

エスディーゼース

SDGs とは

じぞくかのう

持続可能な世界を実現するために、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」を理念に、行動変革につなげるため一人ひとりが持続可能な社会づくりに必要な知識とスキルを得ることが掲げられています。

エスディーゼース

※SDGsは Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



新潟水俣病では人の命や健康が大きな被害にあった。3番と結びついているね。



新潟水俣病で差別や偏見に苦しめられた人も多い。10番の実現はとても重要ね。



命や健康に配慮した製品作りが必要だね。



地球温暖化の原因となる二酸化炭素を出さないように、どんな工夫が必要かな？



大量のプラスチックが海の環境を破壊していると聞いたよ。どうしたらいいかな。



さばく砂漠がどんどん広がっているんだって。どんな影響があるのかな？



第3部

～新潟水俣病が私たちに教えてくれたものは？～

【公害を起こさない努力】

男の子：新潟水俣病では、工場が流した有害な物質のために、阿賀野川が汚されたけれど、工場に川の自然を大切にする気持ちが十分にあれば、こんなことにはならなかったんじゃないかな。

女の子：でも、そのころは、みんなの生活を豊かにするためには、暮らしに役立つものをたくさん作ることが必要だったんでしょう？

男の子：たしかにそうだったけれど、いつの時代でも、環境を守ることがを後まわしに考えていいことなどありませんよ。

男の子：公害は、後になってから被害に気がつくことが多いみたいですわね。

男の子：日本のあちこちで公害の被害がひどくなったため、国は法律を作り、公害に対する規制を強めました。また、工場も公害を起こさないよう対策を進めました。

でも、公害は、起こる前に防いでおくことが、何よりも必要なんですよ。

女の子：起こってからでは、人の命や健康は取りもどせませんからね。

男の子：今では、工場は、公害の防止はもちろん、リサイクル製品をつくったり、省エネルギー技術を開発するなど、環境を守ることにも貢献できるよういろいろ取り組んでいるようです。工場は公害を出さないこと、そして、国や県などは基準が守られているかどうかをチェックしていろいろ対策を立てることで、住民の健康や自然などの環境を守る努力をしなければならぬわけですね。

水俣病の発生で、ふだんから環境を汚染しないように気をつけておくことがどれだけ重要かということが、みんな十分に分かったのではないのでしょうか。



【問題を早くつかみ、正しく、広く知らせて】

： 水俣病の患者さん^{かんじゃ}がいると分かってから、どんな対策^{たいさく}がとられたんですか。

： 研究本部がつくられ、病気が発生した地域の家をお医者さんや保健師^{いっけん}さんが一軒ずつまわって、川魚をどれくらい食べてたか、体にしびれはないか、などを調査しました。また、髪の毛にどれくらい水銀があるかなども測定しました。

： 専門家が住民の健康を調べたり被害^{ひがい}の話を聞いたりして、現地^{ひがい}のようすをできるだけ早く正しく知る必要があったんですね。

： 人の命や健康にかかわることは、最優先ですね。

： でも、水俣病の原因^{げんいん}はなかなか分からなかったようですけど。

： 研究はされても、いろいろな人たちの考えや立場が対立したりして、進まなかった面もあったようです。

調査や研究には、国や県も、工場も研究者も、責任のある人たちはみんなで協力して取り組んで、分かったことは、きちんと発表していくことが大切ですね。

： 原因^{げんいん}がもっと早く分かっていたら、対策^{たいさく}もきちんととれたかも・・・。

： 責任ある人たちも被害^{ひがい}を受けた人たちも、正しい情報を持って、その後の考えや行動に役立てていかなければなりませんね。

： 正しいことを知っていないと不安になったり、何を信じていいのかわからなくなってきましたね。

： 公害問題だけでなく、事故や災害などの対応も、みんな同じことが言えるのではないのでしょうか。



【 差別や偏見^{へんけん}をなくそう 】

男： 病気にかかった人は、水俣病のことをまわりの人に知られたくなかったみたいですね。

男： まだ原因^{げんいん}が分からないころは、水俣病は、伝染病^{でんせんびょう}やタタリがあるかのように言われ、患者^{かんじゃ}がいる家は、結婚話^{けっこんばなし}がだめになったり、仲間はずれにされることもあったんです。

女： 後になって水俣病の申請^{しんせい}をしようとした人たちも、差別を受けたようですが。

男： 水俣病の患者^{かんじゃ}に認定^{にんてい}されると、公害を起こした企業から補償^{ほしょう}金^{きん}がもらえます。このため、水俣病を申請^{しんせい}した人の中には、「水俣病のふりをして補償金^{ほしょうきん}をほしがっている」というふうに見られた人もいました。

男： それで「ニセ患者^{かんじゃ}」と呼ばれたんですね。

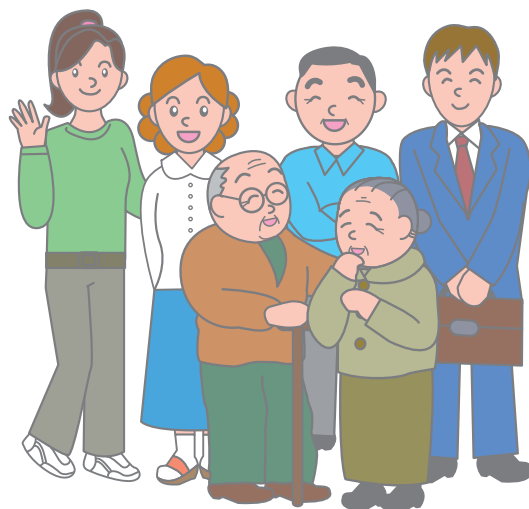
女： 病気で受けた体の苦しみと同じくらい、心の方もつらかったのではないかしら。

男： 水俣病の発生で、阿賀野川の自然が失われたばかりでなく、せまい町の中で、人と人の心の対立まで引き起こしてしまいました。

あいまいにしか知らないことで、被害者^{ひがいしゃ}やその地域への差別や偏見^{へんけん}が生まれました。それが、その人たちをどんなに傷つけることになったかはかり知れません。

被害^{ひがい}に対しては、正しい知識を広めることや温かい気持ちを持つことが必要ですね。

また、地域には人々のこじれた気持ちを直そうとする努力があったことも知っておいてください。



【みんなの心が大きな力に】

： 水俣病に認められなかった被害者の人は、なぜ、裁判に訴えようと思ったんですか。

： どうして水俣病と認められないのか、水俣病でなければ何の病気なのか、被害者は納得がいきませんでした。

また、何も悪くないのに一方的に差別を受けて、ずいぶん肩身の狭い思いもしました。

こうした思いを晴らすために、「自分たちを水俣病患者として補償をしてほしい」「国にも責任があることを認めてほしい」と訴えたのです。

： 病気にかかっている人たちが裁判を起こすのは、たいへんなことではなかったんですか。

： 被害者の決心には相当なものがあったと思います。また、まわりの支援団体が、被害者とともに裁判やいろいろな運動を通じて、新潟にはこれだけたいへんな被害が起こり、苦しんでいる人たちがいるんだということを、全国の人々に伝えたいんです。

日本中の問題として、とにかく多くの人の注意を促したい、問題の重大さを分かってほしい、ということだったんですね。このことは、国際会議の場でも伝えられたことがありました。

： 水俣病の問題が解決するまでに、年をとって亡くなった人たちもたくさんいたようですね。

： 命をかけて真実を求めた被害者と、それを支援する人たちの心が一つになって、しだいに解決に向けて社会を動かすようになっていったんですね。



【^{かんきょう}環境を大切に^{して}次の世代へ】

： 阿賀野川は、^{りゅうい き}流域の人たちの大事な生活の場だったんですよね。

： きれいな川や海、空気などは、私たちに多くの恵みを与えてくれました。けれども、長い年月をかけてできたこの地球の宝ものは、公害によってあっという間にこわされてしまいました。

： ^{よご}汚された川や海は、また元どおりになるのですか。

： 簡単には元どおりになりません。一度こわされた自然を元にもどすには、とても長い年月が必要なんです。

いま、日本では、^{かんきょう}環境問題を考えるとき、「私たちの子や孫たちまでずっと健康でいられるように^{かんきょう}環境を守ること」や「^{かんきょう}環境汚染^{お せん}を起こさない社会をつくること」などを基本にしています。つまり、産業の発展が優先するのではなく、人間の健康がとても尊いものだという考えがあるわけですが、これも、新潟水俣病などの深刻な公害の^{しん こく}経験^{けい けん}がもとになっていると言えますね。

： とにかく、^{かんきょう}環境を人間の手によってこわすなんて、いいわけないですよね。

： ^{かんきょう}環境を守っていくためには、人間と^{かんきょう}環境との関係をいつも考えながら生活することが必要じゃないかしら。

： そう、人間も自然の一員であり地球市民だということを忘れないでください。

そして、国、県や工場だけでなく、大人も子どもも、一人一人が^{かんきょう ぼ ぜん}環境保全のために、身近なところでできることから行動していくことが大切なことだと思いますよ。

自然は遠い昔から受けついだ大事なあずかりもの。これを、良い状態で次の世代の人たちに引き渡す役目が私たちにはあるんですね。



新潟水俣病関係年表



年	できごと	新潟水俣病関係、○熊本水俣病関係等
1936(昭和11) 3.	昭和合成化学工業の鹿瀬工場が、水銀等を触媒にしてアセトアルデヒドの生産を始める。	
1939(昭和14) 6. 1	昭和肥料と日本電気工業が合併して昭和電工ができる。	
1956(昭和31) 5. 1	○チッソ附属病院の細川院長らが、「原因不明の病気が発生した」と水俣保健所に報告する。 ー水俣病公式発見ー	
1957(昭和32) 5. 20	昭和電工が、昭和合成化学工業を吸収合併し、鹿瀬工場のアセトアルデヒドの生産設備を大きくする。	
1959(昭和34) 10. 6	○チッソ附属病院の細川院長が、アセトアルデヒド設備の廃水を直接与えるネコ実験を行い、ネコ400号が水俣病を発病する。 *チッソは、この事実を公表しなかった。	
12. 25	○チッソ水俣工場の排水浄化装置（サイクレーター、セディフローター）が完成する。 *のちに水銀を取り除く効果がないことがわかった。	
12. 30	○患者家庭互助会とチッソが、見舞金契約を結ぶ。 *のちの熊本水俣病第1次訴訟で無効と判断される。	
1963(昭和38) 2. 20	○熊本大学の研究班が、「水俣病の原因はメチル水銀化合物である」と発表する。	
1964(昭和39) 11. 12	新潟市の住民が、原因不明の神経疾患で新潟大学附属病院に入院する。	
1965(昭和40) 1. 10	昭和電工鹿瀬工場が、アセトアルデヒドの生産を停止する。	
1. 18	東京大学の椿助教授（のちに新潟大学教授）が、新潟市の入院患者を診察し有機水銀中毒症と疑う。	
5. 31	新潟大学の椿教授、植木教授が、「原因不明の水銀中毒患者が阿賀野川下流沿岸に多く発生している」と新潟県に報告する。 ー新潟水俣病発生の公式確認ー	

年	できごと	新潟水俣病関係、○熊本水俣病関係等
1965(昭和40) 6.12	新潟大学の椿教授、植木教授と新潟県が、「阿賀野川流域に有機水銀中毒患者が7人発生、うち2人死亡」と正式に発表する。	
7. 1	新潟県が、阿賀野川の横雲橋下流の魚を捕ることを禁止する。	
8.25	患者の支援組織「新潟県民主団体水俣病対策会議」(のちの新潟水俣病共闘会議)がつくられる。	
10. 7	患者団体「阿賀野川有機水銀中毒被災者の会」(のちの新潟水俣病被災者の会)がつくられる。	
12.23	新潟県が、新潟県有機水銀中毒症患者診査会を設置し、第1回の会議で患者26人(うち死亡5人)、水銀保有者9人を確認する。	
1966(昭和41) 5.17	新潟大学の滝澤助教授が、「昭和電工鹿瀬工場の排水口の水ごけからメチル水銀を検出した」と新潟県水銀中毒対策本部に報告する。	
1967(昭和42) 6.12	患者らが、昭和電工を相手に、損害賠償を求めて裁判を起こす。 —新潟水俣病第1次訴訟—	
9. 1	○四日市ぜんそく訴訟提起	
1968(昭和43) 3. 9	○イタイイタイ病訴訟提起	
5.18	○チッソ水俣工場が、アセトアルデヒドの生産を停止する。	
9.26	政府が、「新潟水俣病は昭和電工鹿瀬工場の排水が中毒発生の基盤となっている。熊本水俣病はチッソ水俣工場の排水に含まれるメチル水銀が原因である。」と発表する。 —政府統一見解—	
1969(昭和44) 6.14	○熊本水俣病第1次訴訟提起	
1971(昭和46) 6.30	○イタイイタイ病富山地方裁判所判決	
9.29	新潟水俣病第1次訴訟の判決が出される。 *原告が勝訴して判決が確定する。	
1972(昭和47) 7.24	○四日市ぜんそく訴訟判決	

新潟水俣病関係年表

年	できごと	新潟水俣病関係、○熊本水俣病関係等
1972(昭和47) 8. 9	○イタイイタイ病名古屋高等裁判所判決	
1973(昭和48) 3.20	○熊本水俣病第1次訴訟判決	
6.21	新潟水俣病被災者の会・新潟水俣病共闘会議と昭和電工が、「新潟水俣病問題に関する協定」をむすぶ。	
7. 9	○熊本水俣病患者とチッソが、補償協定を結ぶ。	
1978(昭和53) 4.17	新潟県が阿賀野川の水銀汚染について安全宣言を出す。	
1982(昭和57) 6.21	請定申認を認められなかった人たちが、「新潟水俣病被害者の会」をつくり、国・昭和電工を相手に、損害賠償を求めて裁判を起こす。 —新潟水俣病第2次訴訟—	
1992(平成 4) 3.31	新潟水俣病第2次訴訟第1陣の判決が出される。 *原告91人のうち88人を水俣病に罹患しているとして損害賠償を認め、国の責任は認めなかったため、原告と昭和電工が控訴する。	
1995(平成 7) 6.21	○連立与党が、水俣病問題の解決案を正式決定する。	
9.28	○政府と与党が、熊本水俣病について水俣病問題の最終解決案を正式決定(患者団体が受入れ)する。	
12.11	新潟水俣病被害者の会・新潟水俣病共闘会議と昭和電工が、解決協定を結ぶ。	
12.15	政府が、「水俣病対策について」を決定し、内閣総理大臣が水俣病問題の解決に当たっての談話を発表する。	
1996(平成 8) 1.22~7. 1	新潟県が、水俣病総合対策医療事業の申請受付を再開する。	
2.23	新潟水俣病第2次訴訟第1陣が、東京高等裁判所で和解する。	
2.27	新潟水俣病第2次訴訟第2陣から第8陣が、新潟地方裁判所で和解する。	
6. 2	○各地の裁判が和解する中、熊本水俣病関西訴訟継続を確認。	

年	できごと	新潟水俣病関係、○熊本水俣病関係等
1997(平成 9) 5. 14	新潟水俣病被害者の会が、「新潟水俣病被害者の会環境賞」をつくり、環境保全の取り組みに優れた個人や団体の表彰を始める。	
2001(平成13) 8. 1	新潟水俣病の歴史と教訓を伝える「新潟県立環境と人間のふれあい館」が開館する。	
2003(平成15) 4. 1	環境と人間のふれあい館のサブネームに、「新潟水俣病資料館」を使用する。	
2004(平成16) 10. 15	○熊本水俣病関西訴訟最高裁判所の判決が出される。 (国・熊本県の責任を認め、国・熊本県の敗訴が確定)	
2005(平成17) 4. 7	環境省が、「今後の水俣病対策について」を発表する。	
6. 6	新潟水俣病公式確認から40年を迎えたことから、新潟県は「ふるさとの環境づくり宣言」を発表する。	
10.13～ 2010(平成22) 7.31まで	新潟県が、水俣病総合対策事業における保健手帳の申請受付を再開する。	
2006(平成18) 5. 1	水俣市で水俣病犠牲者慰霊式が開催される。(水俣市・水俣病犠牲者慰霊式実行委員会・水俣病公式確認50年事業実行委員会主催) 泉田知事が新潟県歴代知事として慰霊式に初めて出席する。	
9. 19	国の「水俣病問題に係る懇談会」が、環境大臣に提言書を提出する。 内容は、「いのちの安全」の危機管理体制、新たな救済の補償の恒久的な枠組みづくり、「もやい直し」活動の積極的な支援、「環境・福祉先進モデル地域」の構築、被害の全貌を明らかにするための総合的な調査研究の推進など。	
2007(平成19) 2. 8	新潟県は、新潟水俣病問題の包括的な検証と今後のもやい直しの取り組みについて助言を得るため、「新潟水俣病問題に係る懇談会」を発足させる。	
4. 27	新潟水俣病の被害者が、国、県、昭和電工を相手に、損害賠償を求めて裁判を起こす。一新潟水俣病第3次訴訟一	
6. 23	患者団体「新潟水俣病阿賀野患者会」がつくられる。	

年	できごと	新潟水俣病関係、○熊本水俣病関係等
2008(平成20) 3. 25	「新潟水俣病問題に係る懇談会」が、県独自施策を新潟県に提言する。	
10. 10	新潟県が、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定。	
2009(平成21) 4. 1	新潟県が、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行する。	
6. 12	新潟水俣病阿賀野患者会の人たちが国、昭和電工を相手に、損害賠償を求めて裁判を起こす。 ーノーモア・ミナマタ新潟第1次全被害者救済訴訟ー	
7. 15	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が公布・施行される。	
2010(平成22) 5. 1	○水俣市で開かれた水俣病犠牲者慰霊式に鳩山内閣総理大臣が歴代内閣総理大臣として初めて出席する。	
5. 1	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく給付申請の受付を開始する。	
2011(平成23) 3. 3	新潟地裁で、ノーモア・ミナマタ新潟第1次全被害者救済訴訟の和解が成立する。	
2011(平成23) 9. 1	患者団体「新潟水俣病患者会」がつくられる。	
2012(平成24) 7. 31	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく給付申請の受付が終了する。	
8. 3	環境省、「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」を発表する。	
2013(平成25) 10. 10	水銀による環境汚染や健康被害を防ぐための「水銀に関する水俣条約」が採択される。 10月9日～11日、熊本市と水俣市で水俣条約外交会議が開催され、水銀に関する水俣条約が全会一致で採択され、92か国が条約へ署名する。	
12. 11	新潟水俣病阿賀野患者会の人たちが、国、昭和電工を相手に、損害賠償を求めて裁判を起こす。(ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟)	

年	で き ご と	新潟水俣病関係、○熊本水俣病関係等
2015(平成27) 3. 23	新潟水俣病第3次訴訟、新潟地方裁判所で判決が出される。 *原告10人のうち7人を水俣病と認め昭和電工に賠償を認め、 国・県の責任は認めなかったため原告と昭和電工が控訴する。	
5. 31	新潟水俣病公式確認50年式典が開催される。 望月環境大臣が出席。新潟県が「ふるさとの環境づくり宣言 2015」を発表する。	
2016(平成28) 1. 19	「新潟県立環境と人間のふれあい館」リニューアルオープンする。	
3. 30	「新潟水俣病の歴史と教訓を伝える碑」の除幕式	
2017(平成29) 8. 16	「水銀に関する水俣条約」が発効する。	
2019(平成31) 3. 5	新潟水俣病第3次訴訟で、最高裁判所において被告側である国、 県、昭和電工の勝訴が確定する。	

新潟水俣病の^{ぎょうくん}教訓を学ぼう

新潟県立^{かんきょう}環境と人間のふれあい館
—新潟水俣病資料館—

水辺のいきものと 阿賀野川のくらし

川の中をイメージした空間で、水辺にすむいきものたちとその宝庫となっている阿賀野川の風景や歴史を紹介します。

また、かつての阿賀野川での漁のようすを^{げんそうてき}幻想的な空間の中で感じ取ることができます。



新潟水俣病

新潟水俣病を映像やパネル展示・資料で紹介します。

また、公害を発生させないためにはどうすればよいかを考える手がかりを提供します。



水とわたしたちの生活

生活や環境の視点から水の大切さを紹介します。

また、水質実験や水のクイズ・人力水質浄化装置などを通して、自ら体験しながら楽しく学習することができます。



- 所在地
〒950-3324 新潟県新潟市北区前新田字新々 囲乙364-7
TEL 025-387-1450 FAX 025-387-1451
<http://www.fureaikan.net/>
- 開館時間 9:30 ~ 16:30
- 休館日 毎週月曜日（月曜が休日の場合はその翌日）
12月28日 ~ 1月4日
- 入館料 無料
（ただし、研修室及び多目的室を使用する場合、使用料が必要です）



もっと水俣病を知りたい人のために 水俣病の情報が見つかるよ。いろいろ調べてみよう。

環境省

住所：東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-3581-3351
<https://www.env.go.jp/>

国立水俣病総合研究センター

住所：熊本県水俣市浜4058-18 電話：0966-63-3111
<http://nimd.env.go.jp/>
（水俣病情報センター）
住所：熊本県水俣市明神町55-10 電話：0966-69-2400
<http://nimd.env.go.jp/archives/>

水俣市立水俣病資料館

住所：熊本県水俣市明神町53番地 電話：0966-62-2621
<https://minamata195651.jp/>

水俣病センター相思社（水俣病歴史考証館）

住所：熊本県水俣市袋34番地 電話：0966-63-5800
<https://www.soshisha.org/jp>

熊本日日新聞社ホームページ 水俣病百科

<https://kumanichi.com/theme/minamata>

あがの総合学習教材サイト

<https://www.agastudy.info/>

※発行年順に記載

書名・タイトル	著・編者（発行所）	発行年
怒れ阿賀 －新潟水俣病被害者 川べりの生活－	新潟水俣病学校聞きとりクラブ	
怒りは川をさかのぼる	新潟県民主団体水俣病対策会議	1967
新潟水俣病裁判・判決全文	新潟水俣病共闘会議東京事務所	1972
昭和電工五十年史	昭和電工(株)社史編集室（昭和電工(株)）	1977
阿賀野川水銀汚染総合調査報告書	新潟県生活環境部	1979
いまなぜ“みなまた”か	新潟水俣病共闘会議	1984
よみがえれ阿賀 ー新潟水俣病 Q&A ー	新潟水俣病研究会	1986
阿賀野川史 ー改修 60 年のあゆみー	建設省北陸地方建設局阿賀野川工事事務所	1988
新潟水俣病第二次訴訟最終準備書面 (第 1 分冊の 1)	新潟水俣病弁護団	1990
水俣病のあらまし	水 俣 市	1994
水俣病の医学 ー病像に関する Q&A ー	水俣病医学研究会（株ぎょうせい）	1995
阿賀よ忘れるな ー新潟水俣病第二次闘争の記録ー	新潟水俣病被害者の会・新潟水俣病共闘会議	1996
技術の黙示録 ー化学技術論序説ー	飯島 孝（株技術と人間 / 高橋 昇）	1996
水俣病とわたしたち 水俣病を学習するために	環境創造みなまた実行委員会 水俣市	1996
水俣病その歴史と対策	環境庁環境保健部	1997
水俣病その歴史と対策 ーにいがたー	新潟県福祉保健部生活衛生課	1997
水俣病の 10 の知識	水俣市立水俣病資料館・水俣病歴史考証館	1997
AGA草紙③ ー阿賀野川の川漁ー	石田 芳英ほか（阿賀に生きる製作委員会）	1999
映画「阿賀に生きる」の人と舞台 ー特別講義（講義録）ー	関 礼子	1999
環境経済入門	三橋 規宏（日本経済新聞社）	1999
手にとるように環境問題がわかる本	株ビッグペン編著 三和総合研究所監修	1999
新潟水俣病問題 ー加害と被害の社会学ー	飯島 伸子・船橋 晴俊（株東信堂）	1999
水俣病の悲劇を繰り返さないために ー水俣病の経験から学ぶものー	水俣病に関する社会科学的研究会	1999
生きるⅢ（小学校高学年用）	新潟県同和教育研究協議会	2000
新潟水俣病の三十年 ーある弁護士の回想ー	坂東 克彦（日本放送出版協会）	2000
インタビュー地域に誇りを取り戻す試み グラフィケーション通巻 303 号	関 礼子	2001
新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために ー新潟水俣病教師用指導資料集ー	新 潟 県	2010
水俣病 ーその歴史と教訓ー 2015	水俣市（水俣市立水俣病資料館編）	2015
新潟水俣病のあらまし	新 潟 県	2020

新潟水俣病教師用指導資料作成委員会（第4版）

和 泉 哲 章 新潟市立白南中学校
白 井 明 美 新潟市立赤塚中学校
坂 上 剛 新潟市立庄瀬小学校
(敬称略)

新潟県福祉保健部生活衛生課

未 来 へ 語 り つ い で
～新潟水俣病が教えてくれたもの～
小学校教育副読本

初 版	2002（平成14）年3月
第 2 版	2006（平成18）年3月
第 3 版	2012（平成24）年3月
第 4 版	2022（令和 4）年3月
編 集	新潟県福祉保健部生活衛生課 〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 TEL (025) 280-5207 FAX (025) 284-6757
発 行	新 潟 県

目次写真

・阿賀野川の夏
・阿賀の春

撮影：須貝昭氏
撮影：塚野千之氏

写真提供：国土交通省阿賀野川河川事務所
写真提供：国土交通省阿賀野川河川事務所

